

# 令和7年度土地改良経済効果研究会（第3回）

農村振興局 整備部 土地改良企画課・設計課

## 資料9 経済性判断の簡便化（事故防止事業等の取扱）

令和7年12月25日

**農林水産省**

# 1. 背景と目的について

- ・ 令和7年度において、事故防止事業の費用対効果分析の簡素化を実施。
- ・ 令和8年度において、水管理施設単独整備の費用対効果分析の簡素化を実施したい。  
(内容はR7.2.28開催の「令和6年度経済効果研究会(第3回)」にて報告済み)
- ・ 具体的には、「水管理施設単独整備の簡素化」について、令和8年4月1日の基本指針、マニュアル、事務連絡の改正に反映させたい。

項目	事故防止事業の簡素化	水管理施設単独整備の簡素化	【参考】水管理施設の算定
算定手法	基本事業(前歴事業の事前評価・事後評価等)の評価結果を用いて評価  ※当該事業が基本事業の評価期間内であることなど、要件を満たす場合のみ	基本事業(前歴事業の事前評価・事後評価等)の評価結果を用いて評価  ※当該事業が基本事業の評価期間内であることなど、要件を満たす場合のみ	総費用: 当該事業の対象施設(水管理施設)のみを対象  総便益: 水管理老職節減効果及び維持管理費節減効果
適用	事故防止事業 (総事業費10億円未満)	水管理施設を単独で整備する地区に適用 (総事業費10億円未満) (令和8年4月~算定可能)	水管理施設を単独で整備する地区に適用 (令和3年4月~算定可能)

令和7年度に実施済み

令和8年度に実施したい内容

## (1) 背景・検討の必要性

### ① 水管理施設の特異性

水管理施設は、農業用排水施設の遠方監視・操作のための施設であり、農業用水の安定供給や湛水被害の防止等による事業効果の継続的な発現に重要な役割を果たしている。

主に情報通信機器、電子機器により構成されており、土木施設等と比較して耐用年数が短いため、事業規模は大きくないが単独で更新整備を実施することが必要となるケースが多い。

また、情報通信関係のサービスの向上や規格の変更等に速やかに対応する必要がある。

### ② 水管理施設単独整備における費用対効果分析の課題

水管理施設単独整備は、作物・営農等に係る基本事業の事業効果の継続的な発現に寄与するもので、追加的な効果を生じる性格のものではなく、また、その経費は直近の費用対効果分析の「再整備費」に含まれている。(機能向上に係る経費を要する場合も、応分の維持管理費節減効果が得られると考えられる。)

しかし現行では、水管理施設単独整備についても、一体的に効果を発現するすべての範囲で総費用総便益比に基づく費用対効果分析を行っており、当該作業に多額の費用と相当の期間が必要となっている。

加えて、更新間隔や事業規模、早急な整備の必要性を考慮すると、現行の分析手法は合理的ではない。

### ③ 機器の突発的な不具合・故障等の未然防止の経済性

機器の故障等の後に復旧工事を行う場合には、機器の復旧費用のほか、事前に事業を実施していれば不要であった故障時の暫定的な機能確保等のための人力による施設の直接操作・監視、人命・財産への被害、現地仮復旧等の労力・費用・被害が発生。

## (2) 費用対効果分析の取扱い

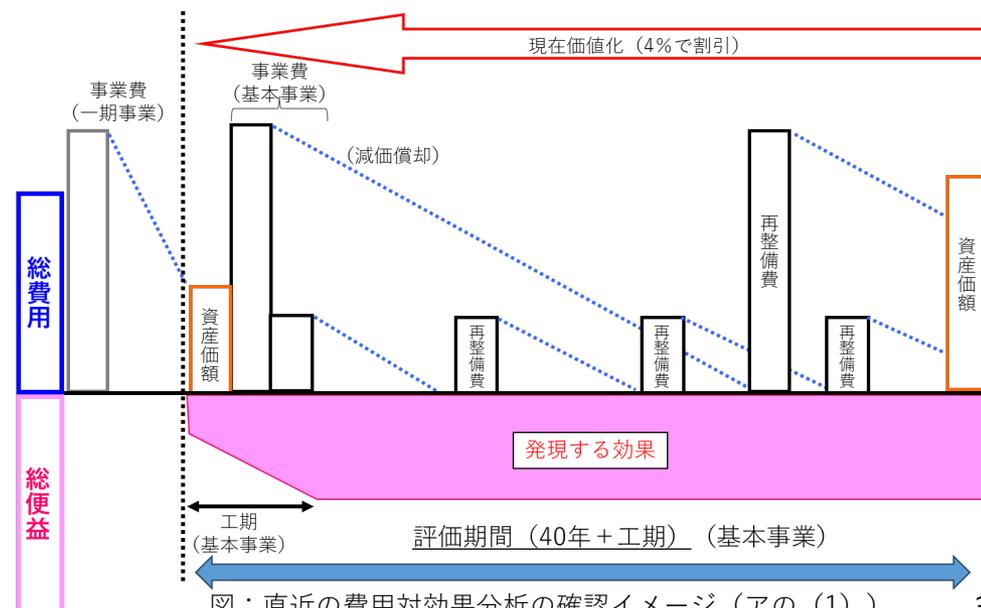
水管理施設単独整備であって、総事業費10億円未満の軽微な更新整備の費用対効果分析については、速やかな事業着手のため、以下の(簡便的な算定)とイの確認を行い、事業計画書においては効用を定性的に記述する。

### ア 以下の条件を満たすこと (簡便的な算定)

- (1) 直近の費用対効果分析 (事後評価等) において、当該事業の実施時期が評価期間内に含まれ、費用と効用の両面 (当該事業費と同分析における当該施設の再整備費が同様であること、営農状況に大きな変化がないこと) から、当該事業の経済性が確認できること
- (2) 機能向上がある場合は、その費用及び効用の適正な評価に努めること

イ 当該事業後に計画的な更新事業が予定され、その際に当該施設を含む更新事業の経済性を定量的に確認できる見込みであること

※受益者の負担が生じる場合は、受益者負担能力の限度を超えないことを確認すること



図：直近の費用対効果分析の確認イメージ (アの(1))

## (1) 背景・検討の必要性

### ① 事故防止事業の緊急性

パイプラインの破裂による漏水事故等の発生件数が増加しており、今国会の土地改良法改正により、**事故防止事業**（施設に漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に、補修・補強等を緊急的に実施する事業）**を創設**。

### ② 軽微な更新整備における費用対効果分析の課題

施設の**軽微な補修・補強等であっても**、水源から最末端までの総費用の対象となる非常に多くの施設建設費の算定等を基に費用対効果分析を行うため、**非常に多額の費用**（国営事業では数千万円規模）**と期間**（数年単位）**が必要となるが、緊急性の高い事業に対応できず、基本事業**（対象施設を含む地区の基幹的な施設を造成・更新した事業）**の継続的な効果**（農業用水の安定供給や湛水被害の防止等）**の発揮に支障を来すおそれ**。

### ③ 事故の未然防止の経済性

事故後に復旧工事を行う場合には、施設の復旧費用のほか、事前に事業を実施していれば**不要であった損壊時の暫定的な機能確保等のための**現地仮復旧費用、番水や用水の反復利用に係る経費、人命・財産への被害又はこれらの被害を最小限とするための応急工事の**費用等が発生**。

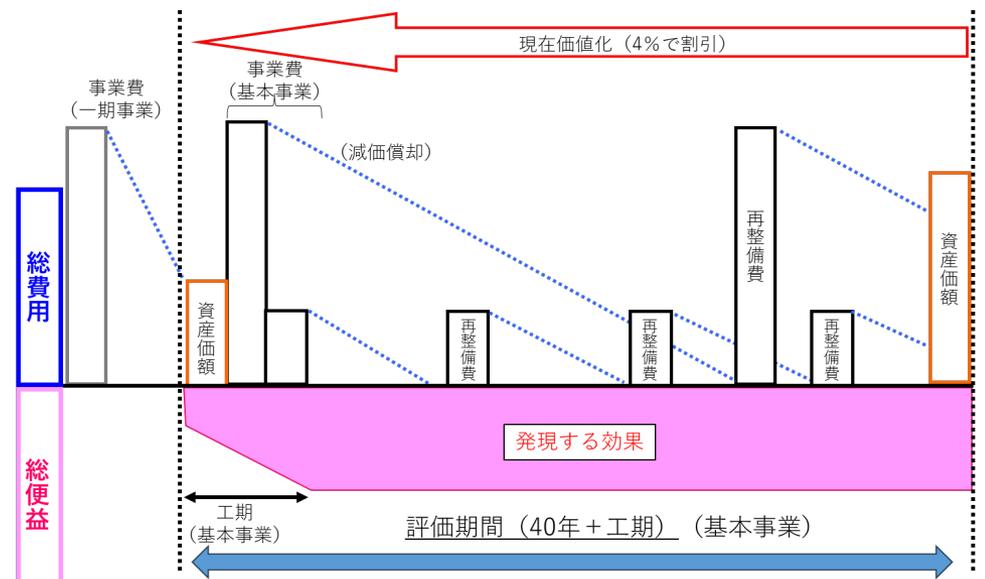
## (2) 費用対効果分析の取扱い

**事故防止事業であって、総事業費10億円未満の軽微な更新整備の費用対効果分析については、速やかな事業着手のため、以下のア（簡便的な算定）とイの確認を行い、緊急防災等工事計画においては効用を定性的に記述する。**

**ア (1)又は(2)のいずれかの条件を満たすこと（簡便的な算定）**

- (1) **直近の費用対効果分析**（事後評価等）**において、当該事業の実施時期が評価期間内に含まれ、費用と効用の両面**（当該事業費と同分析における当該施設の再整備費が同様であること、営農状況に大きな変化がないこと）**から、当該事業の経済性が確認できること**
- (2) 当該事業を実施しなかった場合、**発生が想定される事故による掛かり増しの支出・被害額等が当該事業費を上回ることが確認できること**（令和7年度に検討予定）

**イ 当該事業後に計画的な更新事業が予定され、その際に当該施設を含む更新事業の経済性を定量的に確認できる見込みであること**  
 ※受益者の負担が生じる場合は、受益者負担能力の限度を超えないことを確認すること



図：直近の費用対効果分析の確認イメージ（アの（1））